



自家消費率	再エネ発電設備で発電して消費した電力量(C)	kWh
	再エネ発電設備で発電する電力量(D)	kWh
	割合(C) ÷ (D) × 100	%
総事業費 (税込)	円	
総事業費 (税抜)	円	
補助対象事業費 (税抜) (G)	円	
補助金実績額 (家庭用) (H)=(D) × 70千円	千円	
補助金実績額 (事業用・カーポート) (H)=(G) × 1/3	千円	
補助金実績額 (事業用・その他) (H)=(D) × 50千円	千円	

※余剰電力を市長が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却する場合に記載すること。

#### 家庭用蓄電池 (自己所有型)

形式	
蓄電容量 (※) (A)	kWh (小数点第二位以下切捨て)
総事業費 (税込)	円
総事業費 (税抜)	円
補助対象事業費 (税抜) (B)	円
補助金実績額計算 (C)=(B) × 1/3	千円 (千円未満切捨て)
補助金実績上限 (家庭用) (D)=(A) × 51.6千円	千円 (千円未満切捨て)
補助金実績額 (C) と (D) のいずれか低い方	千円

※ 蓄電容量として単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。また、蓄電容量は20kWh以下であること。

【チェックリスト】

(太陽光発電設備)

<input type="checkbox"/>	本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。
<input type="checkbox"/>	固定価格買取制度 (FIT) の認定又はFIP (Feed in Premium) 制度の認定を取得しないこと。
<input type="checkbox"/>	電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給 (自己託送) を行わないものであること。
<input type="checkbox"/>	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン (太陽光発電)」 (資源エネルギー庁) 及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」 (資源エネルギー庁) に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。 (ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。)。特に、次の (a) ~ (1) をすべて遵守していることを確認すること。
<input type="checkbox"/>	(a) 地域住民や本市と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
<input type="checkbox"/>	(b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
<input type="checkbox"/>	(c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
<input type="checkbox"/>	(d) 一の場合において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。
<input type="checkbox"/>	(e) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、設備形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識 (交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの) を掲示すること。

<input type="checkbox"/>	(f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
<input type="checkbox"/>	(g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
<input type="checkbox"/>	(h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
<input type="checkbox"/>	(i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
<input type="checkbox"/>	(j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（本市条例を含む。）の規定を遵守すること。
<input type="checkbox"/>	(k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
<input type="checkbox"/>	(l) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
	次の(a)と(b)のいずれかを満たすこと。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (a) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（家庭用：30%、事業用：75%）以上とすること。
	<input type="checkbox"/> (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。
<input type="checkbox"/>	ソーラーカーポートを導入する場合、太陽光発電モジュールとその他の部分（架台等）は同一の者が導入すること。なお、ソーラーカーポートの基礎は、カーポートの柱を地面に固定するための部分に限る。
<input type="checkbox"/>	設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でない

	こと。
<input type="checkbox"/>	法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
<input type="checkbox"/>	家庭用の太陽光発電設備の場合、余剰電力を市長が指定する地産再エネ集約事業者に売却すること。
<input type="checkbox"/>	事業用の太陽光発電設備で余剰電力を売電する場合、市長が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却すること。

(家庭用蓄電池) ※蓄電池を設置した場合のみチェックすること。

<input type="checkbox"/>	原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
<input type="checkbox"/>	停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
<input type="checkbox"/>	12.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下の蓄電システムとなるよう努めること。
<input type="checkbox"/>	蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※ 初期実効容量は、JIS C 4413 で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※ 管理するための番号が付与されていること。
<input type="checkbox"/>	初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。
<input type="checkbox"/>	蓄電池部安全基準JIS C 8715-2の規格を満足すること。
<input type="checkbox"/>	リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、JIS C 4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1若しくはJIS C 4412-2の規格も可とする。 ※ JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。
	リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、蓄電容量10kWh未

□	満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。
□	<p>メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。</p> <p>※ 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。</p> <p>※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p> <p>※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※ JIS C 4413 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未滿の蓄電システムは対象外とする。</p>
□	設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。
□	法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

このほか、蓄電池の仕様が分かる資料（写しも可）及び、施工前後の写真を添付すること。